地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
利益相反管理規程

（平成29年7月11日規程第67号）
（改正　令和３年３月31日規程第19号）
（改正　令和４年１月17日規程第６号）
（改正　令和４年12月22日規程第32号）
（改正　令和５年８月30日規程第19号）

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）において産学公連携活動等を行うにあたり生じる利益相反について、透明性が確保され、適正に管理されることを目的とする。

（定義）
第２条　この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。
（１）「役職員」とは、役員及び次の各号に挙げる者をいう。
ア　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所職員就業規則第３条に定める職員
イ　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所任期付研究員に関する就業規則第２条第１号及び第２号に定める任期付研究員
ウ　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所再雇用職員等に関する就業規則第３条第１号及び第２号に定める再雇用職員及び再雇用短時間勤務職員
エ　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第４条第１項、第２項及び第３項に定める契約職員、非常勤職員及び短時間非常勤職員
オ　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所パートタイム職員に関する就業規則第２条第１号に定めるパートタイム職員
カ　地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所研究員等規程第２条第１号、第２号及び第３号に定める研究室長、研究員及び準研究員
（２）「個人としての利益相反」とは、職員が外部との経済的な利益関係等によって、職員の活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれ、又は損なわれる恐れがあると第三者から懸念が表明される可能性がある事態をいう。
（３）「個人としての利益相反」における「経済的な利益関係等」とは、役職員が、法人以外の機関との間で給与等を受け取るなどの関係を持つことをいう。
（４）「給与等」とは、給与のほかサービス対価（コンサルタント料、会議出席・講演・原稿執筆謝金等）、産学公連携活動等にかかる受入れ（共同研究・技術開発受託等、試験計測、機器の提供、寄附金、技術移転、技術研修・教育講座、物品購入等）、株式等（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）及び知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロ

イヤリティ等）その他の金銭的価値を有するすべてのものをいう。
（５）「組織としての利益相反」とは、法人が行う産学公連携活動における外部との経済的な利益関係等によって、法人の活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれ、又は損なわれる恐れがあると第三者から懸念が表明される可能性がある事態をいう。
（６）「産学公連携活動等」とは、法人が企業等と行う次に揚げる行為をいう。
ア　共同研究、技術開発受託等
イ　随意契約により行う物品、役務等の購入
ウ　役職員が権利者又は発明者である知的財産権の技術移転
エ　施設、設備、物品等の供与、借用等の受入れ
オ　寄附金、助成金等の受入れ
カ　法人の施設、設備等の提供
キ　外部委員会委員等への就任、依頼出張等
ク　試験計測、技術調査等
ケ　技術研修・教育講座
コ　出資（地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所出資業務規程（令和３年３月26日規程第16号。以下「出資業務規程」という。）第４条の規定により行う出資をいう。）及び出資により取得した株式等の処分
サ　その他理事長が必要と認める行為
（７）「企業等」とは企業その他団体をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
（８）「利益相反管理」とは、利益相反を把握し、外部との経済的な利益関係等によって、法人の活動に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれ、又は損なわれる恐れがあるのではないかと第三者から懸念が表明される事態が発生しないよう適切に管理することをいう。

（責任と権限）
第３条　理事長は、法人全体を統括し、利益相反管理について責任を負い、権限を持つ。

第２章　利益相反マネジメント体制

第１節　利益相反委員会

（利益相反委員会）
第４条　法人の利益相反を適正に管理するため、理事長の下に利益相反委員会を設置する。
２　利益相反委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。
３　利益相反委員会は、個人情報保護並びに秘密保持を図る観点から次の各号に掲げる者４名ないし５名に限定して組織する。
（１）総務部長
（２）企画部長
（３）総務課長
（４）外部委員　１名以上

（５）理事長又は総務部長が指名する職員
４　利益相反委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）利益相反に関する審査、勧告
（２）利益相反の管理（情報公開方法含む）並びに啓発活動
（３）その他必要な事項に関すること
５　利益相反委員会に利益相反カウンセラーを置き、利益相反カウンセラーは役職員からの利益相反に係る相談に対して、専門的見地から指導、助言等を行う。利益相反カウンセラーは、理事長が指名するものとし、利益相反委員会委員との兼任も可能とする。
６　委員は、自らが直接関与する産学公連携活動等に係る議事について、これに加わることができない。
７　利益相反委員会の運営については、必要に応じて別に定めることができる。

第２節　個人としての利益相反マネジメント

（申告）
第５条　理事長が指定する役職員は、同人並びにその者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（父母及び子）が有する経済的な利益関係について、別表１及び別表２に定める申告基準（以下「申告基準」という。）に従い、毎年度、様式１－１により申告しなければならない。
２　前項の申告により必要と認める場合又は年度の途中で申告基準に該当する場合には、様式１－２により申告しなければならない。
３　理事長が指定する役職員は、人を対象とする研究を実施し又はその実施に関係する場合には、当該研究の研究実施計画書を作成するごとに申告基準に従い、様式２に当該研究実施計画書を添えて申告しなければならない。
４　厚生労働科学研究費の交付に先立って、研究費の有無を問わず、研究代表者又は研究分担者を務める場合、当該研究の研究実施計画書を作成するごとに申告基準に従い、様式２に当該研究実施計画書を添えて申告しなければならない。
５　利益相反委員会が必要と判断した場合、利益相反委員会は当該申告をした役職員に補足説明を要請するものとする。この場合において要請を受けた役職員は速やかに当該要請事項について補足説明をしなければならない。
６　役職員は、申告書の提出にあたっては、申告書を封筒に入れて封印し封筒の表面に利益相反に関する自己申告書であることを記載する。
７　利益相反委員会の外部委員に対しては、申告内容を匿名化したうえで審査を依頼することができる。

（審査および勧告等）
第６条　利益相反委員会は、前条の申告に基づいて審査を行い、その結果を理事長に報告するものとする。
２　理事長は、前項の報告に基づいて利益相反の有無の判断を行った結果、利益相反管理が必要と認められた役職員に書面により通知し、必要に応じて改善の勧告を行う。
３　理事長は、前項の勧告を行った場合には、勧告への対応状況を確認するた

め、必要に応じて、勧告を受けた役職員に報告を求めることができる。
4　第２項の勧告を受けた役職員は、その内容について不服があるときは、通知を受けた日から２週間以内に理事長に申し出ることにより、再審査を請求することができる。
5　理事長は、前項の再審査の請求を受けたときは、利益相反委員会に速やかに再審査を指示する。
6　利益相反委員会は、前項の再審査を行った結果を理事長に報告する。
7　理事長は、前項の報告に基づき判断を行い、当該役職員に書面にて通知する。
8　理事長は、必要に応じて、次の各号に掲げる委員会等に対し、利益相反委員会の審査結果及び対応状況を開示することができる。
（１）地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所機種等選定会議要綱に規定する機種等選定会議
（２）地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所研究費に係る不正防止規程第６条に規定する不正使用防止委員会
（３）地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所研究活動の不正行為への対応に関する規程第18条に規定する調査委員会
（４）地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所人を対象とする研究に関する倫理規程第10条に規定する研究倫理委員会
（５）地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所出資業務規程第４条に規定する出資検討委員会

（外部からの指摘）
第７条　理事長は、外部からの指摘に対応する。
２　前項の指摘があった場合には、理事長は、利益相反委員会にその内容の審査を指示し、審査結果の報告に基づいて判断を行い、法人として必要な説明を行う。

（秘密保持）
第８条　提出された申告書は秘密情報として管理し、利益相反委員会による審査終了後５年間保存する。

第３節　組織としての利益相反マネジメント

（組織としての利益相反マネジメントの対象）
第９条　組織としての利益相反マネジメントは、次の各号のいずれかに該当する企業等と行う経済的な利益関係を伴う産学公連携活動等を対象とする。
（１）法人が次に掲げる行為を行う相手方となる企業等
ア　別表３に定める金額以上の産学公連携活動等
イ　出資による株式等の保有
ウ　その他理事長が必要と認める産学公連携活動等
（２）　役員その他前号に掲げる行為の意思決定に関与する職員（以下「意思決定者等」という。）が個人的利益を保有する企業等
（３）その他理事長が必要と認める企業等

２　前項に定めるもののほか、組織としての利益相反マネジメントの対象とする産学公連携活動等の詳細、実施方法、実施時期その他必要な事項は、理事長が利益相反委員会に諮問し、その答申を踏まえて別に決定する。

（組織としての利益相反マネジメントに係る調査）
第10条　理事長は、組織としての利益相反の状況について把握するために必要な調査を行う。
２　理事長は、前項の調査を行うために必要があると認めるときは、関係部署に対し産学公連携活動等に関連する資料、情報等の提供を、意思決定者等に対し自らが保有する個人的利益について申告を求めることができる。

（組織としての利益相反状況に係る審議、措置等）
第11条　理事長は、前条の調査を行った結果、組織としての利益相反があると認めるときは、意思決定者等又は関係部署に対して行う措置その他必要な措置について利益相反委員会に諮問するものとする。
２　利益相反委員会は、前項の規定により諮問を受けたときは、利益相反の状況を調査審議し、組織としての利益相反があると認めるときは、次に掲げる事項を理事長に答申する。
（１）意思決定者等又は関係部署に対して利益相反の状況の改善、是正等の勧告を行うこと。
（２）意思決定者等又は関係部署に対して前号の勧告に係る措置に関し報告を求めること。
（３）意思決定者等又は関係部署に対して利益相反による弊害の発生を未然に防止するための対応策について指導、助言等を行うこと。
（４）その他必要な事項
３　理事長は、前項の規定による答申を受けたときは、その答申を踏まえた措置を講ずるものとする。

第３章　雑則

（情報公開）
第12条　理事長は、個人及び組織の利益相反に関する情報について、次の各号の区分により、毎年度、情報公開を行う。
（１）共同研究・技術開発受託等　　総件数及び総額
（２）寄附金　　総件数及び総額
（３）法人発ベンチャー企業支援事業　　種類及び金額等

（出資に係る利益相反マネジメントの実施）
第13条　この規程に定めるもののほか、出資時及び出資により取得した株式等の処分時に生じ得る利益相反に係るマネジメントの実施に関し必要な事項は、出資業務規程及び出資業務実施要領に定めるところによる。

（理事長が利益相反管理の当事者となる場合の読替え）
第14条　理事長が利益相反管理の当事者となる場合については、この規程中「理

事長」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

（庶務）
第15条　この規程に関する庶務は、総務課が行う。

（その他）
第16条　この規程に定めるもののほか、利益相反管理に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規程は、平成29年7月11日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和４年１月17日から施行する。
附　則
この規程は、令和４年12月22日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年８月30日から施行する。

（別表１）

利益相反管理の対象となる役職員の産学公連携活動及び申告基準

名称		活動内容	申告基準
（１）	共同研究・技術開発受託等	共同研究：法人が、企業等と研究費、研究者、研究機器等を分担して実施する研究のこと 技術開発受託等：法人に、特定の研究を委託する形で実施する研究のこと	一つの企業等から役職員が所属する部局（部・プロジェクト・グループ・代表者等）に支払われた年間の研究費・物品等の総額が、２００万円以上の場合
（２）	試験計測、機器の提供	法人に特定の試験・分析を依頼すること、及び法人の管理する装置・機器を企業等が使用して特定の試験・分析を行うこと	一つの企業等から役職員が所属する部局に支払われた年間の総額が、２００万円以上の場合
（３）	寄附金	企業等が、法人に使途を定めず、事業助成のために提供する寄附金のこと（奨学寄附金・研究助成金など）	一つの企業等から役職員が所属する部局に支払われた年間の総額が、２００万円以上の場合
（４）	技術移転	法人の所有する特許権や特定したノウハウや研究マテリアル等の利用等を、法人又は発明者が企業等に許諾する行為	一つの企業等から役職員個人又は役職員の所属する部局が得る収入の総額が、年間１００万円以上の場合
（５）	技術研修・教育講座	企業等が、法人の提供する技術研修・教育講座を受講すること	一つの企業等から役職員が所属する部局に支払われた年間の総額が、５０万円以上の場合
（６）	物品、役務等の購入		企業等から１契約あたり５００万円以上の物品を購入又は選定に携わる場合 一つの企業から役職員が所属する部局が随意契約により購入する総額が、年間３００万円以上の場合
（７）	複数の活動		（１）から（６）までに掲げる活動がそれぞれ基準とする額内であっても、一つの企業等と複数の活動を同一年度内に実施する場合
（８）	利益供与・利益供与が生じうると疑われる行為		すべて
（９）	法人発ベンチャー企業の設立及び支援事業に係ること		（１）から（８）までに掲げる活動すべて

（別表２）

別表１の申告基準に該当した産学公連携活動における相手先企業等と、個人（役職員並びにその者と生計を一にする配偶者及び一親等の者（父母及び子））が有する企業等との経済的な利益関係の申告基準

名称		内容	申告基準
（１）	給与等	個人が、企業等で就業しまたは他の職を兼ね、法人の職務以外の他の事業に従事し、又は営利企業を営む行為（技術指導コンサルティング活動を含む）	一つの企業等より個人が得る収入の総額が、年間１００万円以上の場合
（２）	謝金等	個人が、会議出席・講演・原稿執筆等により収入を得る行為	一つの企業等の依頼による会議出席・講演・原稿執筆等による個人の収入の総額が、年間５０万円以上の場合
（３）	産学公連携活動	別表１で該当した活動以外の活動であって、法人以外の機関で行うもしくは法人の職務以外で行う産学公連携活動	別表１の各申告基準に準じ、個人が得る収入について、「役職員が所属する部局」を「個人」に読み替えて適用
（４）	株式等	相手先企業の株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等を個人が保有する行為	全株式の５％以上の保有、又は株式保有による利益（配当・売却益の総和）が、１００万円以上の場合
（５）	知的所有権	個人が所有するもしくは発明者・著作者等として関わりのある特許、著作権及び当該権利からのロイヤリティ等	一つの企業等から個人が得る収入の総額が、年間１００万円以上の場合
（６）	その他	（１）から（５）のほか、贈答品・旅費等の提供など何らかの金銭的価値を有するもの	企業等から個人が得る収入の総額が、年間５万円以上の場合
（７）	利益供与・利益供与が生じうると疑われる関係		すべて
（８）	法人発ベンチャー企業の設立及び支援事業に係ること		（１）から（７）までに掲げる活動すべて

（別表３）

利益相反管理の対象となる法人の産学公連携活動及びマネジメント対象基準

名称		活動内容	対象基準
（1）	共同研究・技術開発受託等	共同研究：法人が、企業等と研究費、研究者、研究機器等を分担して実施する研究のこと 技術開発受託等：法人に、特定の研究を委託する形で実施する研究のこと	一つの企業等から部局（部・プロジェクト・グループ・代表者等）に支払われた年間の研究費・物品等の総額が、２００万円以上の場合
（2）	物品、役務等の購入		一つの企業から役職員が所属する部局が随意契約により購入する総額が、年間３００万円以上の場合
（3）	技術移転	法人の所有する特許権や特定したノウハウや研究マテリアル等の利用等を、法人又は発明者が企業等に許諾する行為	一つの企業等から部局が得る収入の総額が、年間１００万円以上の場合
（4）	施設、設備、物品等の供与、借用等の受入れ		一つの企業等から部局に支払われた年間の総額が、２００万円以上の場合
（5）	寄附金	企業等が、法人に使途を定めず、事業助成のために提供する寄附金のこと（奨学寄附金・研究助成金など）	一つの企業等から部局に支払われた年間の総額が、２００万円以上の場合
（6）	法人の施設、設備等の提供		一つの企業等から部局に支払われた年間の総額が、２００万円以上の場合
（7）	外部委員会委員等への就任、依頼出張等		一つの企業等から部局に支払われた年間の総額が、５０万円以上の場合
（8）	試験計測、機器の提供	法人に特定の試験・分析を依頼すること、及び法人の管理する装置・機器を企業等が使用して特定の試験・分析を行うこと	一つの企業等から部局に支払われた年間の総額が、２００万円以上の場合
（9）	技術研修・教育講座	企業等が、法人の提供する技術研修・教育講座を受講すること	一つの企業等から部局に支払われた年間の総額が、５０万円以上の場合
(10)	複数の活動		（1）から（9）までに掲げる活動がそれぞれ基準とする額内であっても、一つの企業等と複数の活動を同一年度内に実施する場合
(11)	利益供与・利益供与が生じうると疑われる行為		すべて
(12)	法人発ベンチャー企業支援事業に係ること		（1）から（11）までに掲げる活動すべて